

電子メール等を活用した工事書類等の情報共有における取扱要領《新旧対照表》

新	旧
電子メール等を活用した工事書類等の情報共有における取扱要領 (趣旨) 第1条 本要領は、さいたま市が発注する建設工事及び委託業務（以下、「工事等」という。）における、受発注者間の情報共有について定めるものである。 (目的) 第2条 工事等において、情報通信技術を活用した情報共有を導入することにより、ペーパーレス化を図り、もって業務中の情報交換の効率化の実現に寄与することを目的とする。 (情報共有の手段) 第3条 受発注者間の情報共有は、次の各号の手段を用いるものとする。 - 一 電子メール（以下「メール」という。） - 二 情報共有システム（以下「システム」という。） (情報共有システムを活用する工事等) 第4条 情報共有システムを活用する工事等は、発注者が指定する案件または受注者が希望する案件を対象とする。 発注者が指定する場合は、執行伺、入札公告および特記仕様書にその旨を記載し、原則、情報共有システムを活用するものとする。 受注者が希望する場合は、受発注者間の協議により、情報共有システムの利用	電子メール等を活用した工事書類等の情報共有における取扱要領 (総則) 第1条 本要領は、さいたま市が発注する公共工事における、受発注者間の情報共有について定めるものである。 本要領における「情報共有」とは、工事中のプロセスにおいて必要な情報を受発注者間で、電子的に交換し相互利用することである。 なお、委託業務の場合は、「工事」を「委託業務」に読み替えるものとし、第3条第1号の手段のみ該当するものとする。 (情報共有の対象工事の選定) 第2条 契約締結後に受発注者間の協議により「情報共有」を実施するか否かを決定する。 (情報共有の手段) 第3条 対象工事における受発注者間の情報共有は、次の各号の手段を用いるものとする。 - 一 電子メール（以下「メール」という。） - 二 工事情報共有システム（以下「システム」という。） (情報共有の対象) 第4条 情報共有の対象とする工事書類等は受発注者間で協議し、決定するものとする。 また、さいたま市で定める様式を出力できないシステムにおいては、受発注者間で協議し、様式を定めるものとする。 なお、本要領に基づき情報共有を行った工事書類等については、原則として紙

新	旧
を決定する。 なお、工期や現場条件等により情報共有システム活用による業務効率化が見込めない案件は、受発注者協議により対象外とすることができる。 (情報共有の対象書類等) 第5条 情報共有の対象とする書類等は、原則、業務に必要な書類全てとする。 ただし、紙でないと有効性を担保できない書類は対象外とするとともに、電子化が困難な書類等は、受発注者協議により対象外とすることができる。 また、さいたま市で定める様式を出力できないシステムにおいては、受発注者間で協議し、様式を定めるものとする。 なお、本要領に基づき情報共有を行った電子化された書類等については、原則として紙による提出を求めないものとし、情報共有システムを活用した書類等は完了時にＣＤ又はＤＶＤに格納し、提出するものとする。 (メールの送受信) 第6条 メール送受信の際の留意事項は次の各号のとおりとする。 一 メール送受信は原則として、発注者は監督職員が行うものとし、受注者は下記のとおり行うものとする。 工 事：現場代理人、監理（主任）技術者 委託業務：現場責任者、技術管理者、管理技術者、照査技術者 なお、利用するメールアドレスは事前に受発注者間で協議し、指定したものとする。 (略) (システムの選定) 第7条 本要領により、システムを利用する場合には、次の各号に掲げる条件を満たすものとし、受発注者間で協議し、決定するものとする。 一 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」及び「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」	による提出を求めないものとし、電子データは工事完成時にＣＤ又はＤＶＤに格納し、提出するものとする。 (メールの送受信) 第5条 メール送受信の際の留意事項は次の各号のとおりである。 一 メール送受信は原則として、受注者は現場代理人又は主任（監理）技術者、発注者は監督職員が行うものとし、利用するメールアドレスは事前に受発注者間で協議し、指定したものとする。 (略) (システムの選定) 第6条 本要領において使用できるシステムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとし、受発注者間で協議し、決定するものとする。 一 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものであること（契約時点で最新版のものとする。）

新	旧
を満たすものであること（契約時点で最新版のものとする。） 二 システムの提供方法はASP（Application Service Provider）方式であること 三 システムの円滑な運用のため、ASP 事業者が受発注者に対し、適切な導入・運用支援を行う体制を整えられること 四 工事等における ASP 事業者は、第 1 号の機能要件を満たす土木工事及び営繕工事の双方のシステムを保有すること 五 国又は地方自治体における使用実績が 1 年以上有すること	二 システムの提供方法はASP（Application Service Provider）方式であること 三 システムの円滑な運用のため、ASP 事業者が受発注者に対し、適切な導入・運用支援を行う体制を整えられること 四 ASP 事業者は第 1 号の機能要件を満たす土木工事及び営繕工事の双方のシステムを保有すること 五 国又は地方自治体における使用実績が 1 年以上有すること
（システム利用に係る手続き及び経費） 第 8 条 システム利用に係る手続き及び経費（登録料及び利用料）は、次の各号のとおりである。 一 システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。 二 土木工事のシステム利用に係る経費は、「土木工事標準積算基準書」に基づき、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれるものとする。 三 営繕工事のシステム利用に係る経費は、発注者が指定する工事においては、あらかじめ共通仮設費に積み上げ計上することとし、受注者が希望する工事においては、共通仮設費に積み上げ計上し、変更契約を行うものとする。 四 「設計業務等標準積算基準書【計画調査編】」に基づき積算した、委託業務のシステム利用に係る経費は、経費の率計上分に含まれるものとする。 五 営繕工事に係る設計業務、監理業務、意図伝達業務のシステム利用に係る経費は、発注者指定型の業務においては、あらかじめ特別経費に積み上げ計上することとし、受注者が希望する業務においては、特別経費として積み上げ計上し、変更契約を行うものとする。ただし、監理業務、意図伝達業務において対象工事がシステムを活用している場合は、受注者が利用するシステムを受託者も利用することとし、そのシステム利用に係る経費は対象工事に含まれる。 六 上記以外の工事及び委託業務におけるシステムの利用に係る経費の負担については、適用歩掛の経費に含まれない場合、別途計上するものとする。	（システム利用に係る手続き及び経費） 第 7 条 システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとし、システムの利用に係る経費（登録料及び利用料）は受注者が負担するものとする。

新	旧
(その他) 第9条 本要領に定めのない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。 附 則 本要領は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に契約する工事から適用する。 なお、本要領の施行日以前に契約した工事においても、受発注者間の協議により適用できる。 附 則 本要領は、令和7年10月1日から施行し、施行日以降に起工する工事等から適用する。 なお、本要領の施行日以前に契約した工事等においても、受注者希望型の工事等として、受発注者間の協議により適用できる。	(その他) 第8条 本要領に定めのない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。 附 則 本要領は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に契約する工事から適用する。 なお、本要領の施行日以前に契約した工事においても、受発注者間の協議により適用できる。